主 文原判決中、被告人Aに関する部分全部を破棄する。 右被告人Aに関する部分を盛岡地方裁判所に差し戻す。 (以下省略)

理

本件各被告人の控訴趣意(但し被告人Aについては有罪部分のみ)は、各被告人の弁護人戸田謙名義の控訴趣意書、控訴趣意書補充書および各控訴趣意書訂正補充書、これに対する答弁は、検察官柏木忠名義の答弁書、また被告人Aに関する無罪部分についての検察官の控訴趣意は、検察官渡辺彦一名義の控訴趣意書、これに対する答弁は、同被告人の弁護人戸田謙名義の答弁書各記載のとおりであるから、いずれもこれを引用する。

第一、被告人Aに関する各控訴趣意に対する判断

一、 弁護人の控訴趣意第一点の第一(事実誤認)および第三点(訴訟手続の法 令違反)について、

所論は要するに、原判決は、被告人Aに対し、原判示第三において、受供与並びに饗応接待および事前運動の各事実を認定したが、原判決の挙示する各受饗応者の 検察官に対する各供述調書は、各受饗応者の証人尋問実施前、検察官において弁護 人に対し予め該供述調書を閲覧させずに主尋問をなしたため、弁護人は、該供述調 書の内容に関する反対尋問をなすことができず、閲覧後、別の機会に反対尋問をなすため反対尋問権を留保したにもかかわらず、証人B、同C、同D、同E、同F、 に影響を及ばずことの明らかな訴訟手続の法令違反があり、また原判決の挙示した 各検察官調書は、同法三二一条の要件を欠く証拠能力のないものである。すなわ ち、これらの供述調書は、検察官において短時間のうちに作成されたもので十分事 実を聴取して供述者の供述を録取したものではなく、また完全な読み聞けが行なわれておらず、供述者の押印も、供述者自身にこれをなさせずに検察官において供述 者から印章を借りて押したものも多数存在し、また署名押印の際調書が綴られてい なかつたものもあり、かかる証拠能力のない検察官に対する供述調書により事実認 定をなし、それらの者の公判廷における供述を全く無視してなした事実認定は誤認 であり、なおまた同被告人にはMの当選を得しめる目的は全く存せず、受饗応者に おいても、そのような認識は全くなかつたのであり、さらにMが立候補の決意をな したのは、事実は昭和三八年三月二一日であるから、本件において事前運動の成立 する余地は全くなく、したがつて原判示第三の(二)((一)とあるのは誤記と認める。)(1)(2)につき原判決には判決に影響を及ぼすことの明らかな事実誤 認があり、以上いずれの点よりするも原判決は破棄を免れない、と主張するのであ る。

。よいでは、 、に、たか対対のでいれていいたのでいれば、 、に、たいれいが同かでいれば、 、に、たいれいが同かでいれば、 、に、たいれいが同かが同かでいれば、 、に、たいれいが同が高いにないが同が高いでは、 、に、たいれいないでは、 、に、たいれいないでは、 、に、たいれいないでは、 、に、たいれいないでは、 、に、たいれいないでは、 、に、たいれいないでは、 、に、たいれいないでは、 、に、たいれいないでは、 、に、たいれいないでは、 、に、たいないでは、 、に、たいれにないでは、 、に、たいないでは、 、に、たいないでは、 、に、たいないでは、 、に、ことを、ののにでは、 、に、ことでは、 、に、に、 、に、に、 、に、ことでは、 、に、このには、 、に、このに、 、に、このには、 、このには、 、、

ら比較的詳細な反対尋問がなされており、しかも反対尋問を続行したい旨の記載す らなく、右反対尋問を留保ないし続行する旨の記載のない右各証人については、前 掲証拠関係カードの結果欄に「取調済」の記載がなされているところである。 なみに、原判決が原判示第三の(二)の事実認定の証拠に供した刑事訴訟法三 条一項二号後段の書類関係の証人の取調に当り、主任弁護人において反対尋問権を 留保したと認められる証人としては、所論指摘の証人のほか、なお同第七回公判廷 における証人N、同O、同P、同Qの〈要旨〉存することが認められる。) 所論指摘 の証人のうち、主任弁護人が明らかに反対尋問権を留保したと認められる〈/要旨〉 証人は前叙のとおりであるところ、その後の各公判手続調書を検閲しても、右各証 人について反対尋問権行使の機会が与えられた形跡が認められず、依然反対尋問権 留保のまま公判期日が続行されたにもかかわらず、原審は、右各証人に関し検察官から刑事訴訟法三二一条一項二号後段の書面として取調請求のなされた、当該証人 の検察官に対する供述調書をその第二六回公判廷において、主任弁護人の右の点に 関する異議を棄却したうえ、あえて取調をなし、これらを原判示第三の(二) (1)(2)の事実認定の証拠に供したことが認められるのであつて、原審として は、主任弁護人に対し、よろしく反対尋問権行使の機会を与えるため、反対尋問留 保中の当該証人の再召喚を求めるかどうかを確かめ、然る後検察官調書の採否を決定すべきであつたのにこれをなさず、受饗応者についての重要証拠を安易に採用 し、事実認定の証拠に供したことは、判決に影響を及ぼすことの明らかな訴訟手続 の法令違反があるといわなければならない。もつとも、原審第四回公判調書によれ ば、同公判廷において検察官請求の証人Rの尋問がなされたところ、同証人については、同公判廷において、主任弁護人から反対尋問権の留保のなされた形跡が認められないのに、同第二〇回公判手続調書の記載によれば、主任弁護人から、積極的 に、反対尋問のため証人Rを再召喚せられたい旨求められ、原審が同第二一回公判 廷に同証人を再召喚をなしたうえ、主任弁護人において尋問を終えたことが認めら れることに徴すれば、主任弁護人において、反対尋問権を留保した前示各証人につ いて、右R証人についてと同様積極的に、反対尋問のための再召喚を求めた形跡が 記録上認められないところから、あるいは主任弁護人において反対尋問権を放棄し たと見る見解も考えられないではないが、原審第二六回公判手続調書証拠関係カードの記載によれば、前叙のとおり検察官の取調請求をなした刑事訴訟法三二一条一項二号後段の各書類に対し、弁護人から明らかに当該証人の反対尋問が未だなされ ていない趣旨の異議申立がなされている以上到底右見解は採用できない。ところで 原判決は、原判示第三の(1)および(二)(1)(2)の各事実につきこれを併 合罪として一個の主文を言い渡しているから、同被告人に関する有罪部分は、同被 告人についてのその余の控訴趣意に対する判断を待つまでもなく、全部破棄を免れ ない。

(以下省略)

よつて、被告人Aについては、刑事訴訟法三九七条一項、三七九条により原判決を破棄し、同法四〇〇条本文により、同被告人に関する部分全部を盛岡地方裁判所に差し戻すこととし、その余の各被告人については、同法三九六条により本件各控訴を棄却することとし主文のとおり判決する。

(裁判長裁判官 矢部孝 裁判官 佐藤幸太郎 裁判官 阿部市郎右)